

「最低制限価格の設定等について」新旧対照表

改正後	現 行
<p>1 最低制限価格設定の対象工事等 請負対象額3千万円未満の建設工事<u>又は</u>業務委託のうち次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 測量 (2) 地質調査 (3) 屋外での作業を主とする維持管理業務 (4) 設計金額2,000万円未満の土木関係建設コンサルタント業務 (5) <u>徳島県測量、建設コンサルタント業務等入札後審査方式一般競争入札実施要領第2条に規定する対象業務において入札後審査方式によることが適当でない</u>と認められる業務 (6) 設計金額5,000万円未満の建築関係建設コンサルタント業務 (7) 公共嘱託登記土地家屋調査士業務 (8) 設計金額2,000万円未満の補償関係コンサルタント業務</p> <p>2～3 略</p> <p>4 実施時期 <u>令和5年5月1日</u>以降に入札公告及び指名通知を行う案件から適用する。</p>	<p>1 最低制限価格設定の対象工事等 請負対象額3千万円未満の建設工事<u>及び</u>業務委託のうち次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 測量 (2) 地質調査 (3) 屋外での作業を主とする維持管理業務 (4) 設計金額2,000万円未満の土木関係建設コンサルタント業務</p> <hr/> <p>(5) 設計金額5,000万円未満の建築関係建設コンサルタント業務 (6) 公共嘱託登記土地家屋調査士業務 (7) 設計金額2,000万円未満の補償関係コンサルタント業務</p> <p>2～3 略</p> <p>4 実施時期 <u>令和4年5月1日</u>以降に入札公告及び指名通知を行う案件から適用する。</p>